

## 第 4 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和2年10月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎2階大会議室に招集した。

### 出席委員（16名）

1 番 江 橋 健 男	3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子
5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉	7 番 飯 島 清 光
8 番 一 木 克 昭	9 番 雨 谷 克 己	10 番 安 藏 久 男
11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一	16 番 関 成 一
17 番 皆 川 晃	21 番 園 部 優	22 番 大 圖 金 雄
23 番 小 島 雄 一		

### 欠席委員（8名）

2 番 高 橋 基	13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇
15 番 笹 沼 恭 一	18 番 伊 藤 明 美	19 番 軍 地 美 代
20 番 高 安 幸 一	24 番 外 岡 健 寿	

### 事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	関 拓 也
農地係	塚 田 一 平		

### 内 容

#### 1. 議事

- 議案第1号 農業法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農業法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農業法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 保留分の再審議について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農業委員の辞任について

## 2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

## 会 議 の 概 要

事務局 それでは、定刻になりましたので、渡邊代理、開会をお願いいたします。

渡邊代理 それでは、ただいまより第4回水戸市農業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は16名、欠席委員は8名でございます。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

なお、本来ですと会長がお見えなりまして、ご挨拶をいただくところでございますけれども、会長はAグループに入っておりますので、本日は参集対象外ということで、渡邊が会長に代わりまして議長を仰せつかっております。ひとつよろしくご理解をお願いいたします。

議 長 続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任という声ございましたので、議長が指名いたしますことをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

6番の深谷泉委員、それから8番の一木克昭委員、よろしくをお願いいたします。

次に、総括表について、事務局に説明をさせます。

事務局 第4回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が7件、農地法第4条の審議案件が4件、農地法第5条の審議案件が21件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が10件、農地法第4条の届出が6件、農地法第5条の届出が12件、農地法第18条第6項の通知が2件、制限除外の農地の移動届出が1件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして64件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を17番の皆川晃委員をお願いいたします。

また、13 番の市村委員から代理発言を頼まれた案件がございまして、これらについても 17 番の皆川委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。第 1 項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございしますが、内容は議案書のとおりでございします。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございします。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

一木委員 8 番、一木です。20 番、高安委員の代理発言になります。調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われしますので、ご審議を願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございしますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございしますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 2 項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第 2 項でございしますが、内容は議案書のとおりでございします。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございします。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

一木委員 8 番、一木です。20 番、高安委員の代理発言になります。調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われしますので、ご審議を願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございしますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項をお願いいたします。  
事務局から説明願います。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21番、園部です。

調査検討をした結果、法令に照らして許可相当と思われまますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。  
事務局で説明願います。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。14番、吉澤委員の代理発言でございます。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋ですが、2番、高橋委員の代理発言ということで受け止めていただければと思います。

5項について調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議、よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員さんのご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様、ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農業法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局で説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請であります

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。



議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番，浅井です。

この案件についても調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 4 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 4 項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6 番，深谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第 1 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。この案件は 19 番，軍地委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局長 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この件について，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議を願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議を願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と歯科医院があり、宅地が連たんしていることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番の関です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道，下水道の埋設された道路に面し，500メートル以内に小学校と幼稚園があることから，農地区分は第3種農地と思料されます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番の関です。15番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番の関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員さんのご意見をお願いいたします。

関委員 16番の関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 10 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5 番、今関です。

この件に関しまして、調査検討したところ、法令に照らしまして許可相当と思われるので、皆さんのご審議、よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21 番、園部です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 9番、雨谷です。14番、吉澤委員の代理発言となります。



調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしく願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 14 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地  
や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料  
されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており  
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

飯島委員 7 番、飯島です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議を願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 15 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地  
や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料  
されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飯島委員 7番, 飯島です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第16項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番, 江橋です。13番, 市村委員の代理発言となります。

この件について調査検討したところ, 許可相当と思われます。皆様方のご審議, よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第17項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と  
思料されます。

なお、転用期間は 3 年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

浅井委員 12 番、浅井です。

この件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議  
を願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地  
に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており  
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

浅井委員 12 番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審  
議を願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地にや山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

浅井委員 12 番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議を願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 20 項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

小島委員 23 番、小島です。24 番、外岡委員に代わって代理発言をいたします。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番、小島です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第 4 号 保留分の再審議についてを上程いたします。

事務局から説明を願います。

事務局 9 月 11 日の総会で審議された案件でございます。

第 1 項でございますが、契約内容は売買であります。内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地

区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員さんのご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番, 安藏です。

この案件につきまして、保留となった理由は、東側の道が非常に狭い三尺道路で、この道の境に沿ってフェンスを設けられたらば、多くの近隣の耕作地に農耕車などが通れなくなってしまうのでどうかならないかということで、法令的には問題はないのですが、申請人と調整をいたしまして、三尺道路がセットバックをすることで3メートル幅の道路にしてもらえることになりました。設計の変更と、変更した図面は事務局に提出され、これによれば近隣の耕作者も従前どおり耕作できるということになったことから、許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員からただいま許可相当とのご意見であるということでございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。  
事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料、別紙1をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について、ご説明いたします。

令和2年農用地利用集積計画書の集計表にて、内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が8万2,217平方メートル、うち再設定4,532平方メートル、畑が22万2,898平方メートル、うち再設定1万8,579平方メートル、設定者79名、取得者21名、うち再設定の設定者9名、取得者10名でございます。

利用権設定年月日は、令和2年10月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号 農業委員の辞任についてを上程いたします。

飯島清光委員に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

（飯島清光委員退席）

議 長 事務局から説明願います。

事務局 それでは、別紙2をご覧ください。

議案第6号 農業委員の辞任の同意について。

令和2年9月11日付で以下の委員から辞任届が提出され、同日付でこれを受理したので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、辞任の同意を得たい。

委員氏名、飯島清光。

令和2年10月13日、水戸市農業委員会、会長、笹沼恭一。

参考としまして、法律の抜粋を記載しております。第13条、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。

2、市長村長の同意。令和2年9月17日付で水戸市長からの同意を得ております。

3、補充選任の有無。同委員が担当する稲荷地区は、担当委員が2名体制のため、飯島委員が辞任した場合においても、農業委員会の運営に即支障を来すことは想定されないため、当面の間は補充選任は行わないものといたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

どうぞ。

江橋委員 1番、江橋です。当面の間、補充選任は行わないというところの当面の間とはどのくらいの期間でしょうか。それと、正当な事由があるときの辞任というのは、これは本人の意向も含めてなのかもしれませんが、その正当な事由について具体的に触れてもらえればと思います。

議 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 ただいまの江橋委員からのご質問でございますが、まず1点目、当面の間、補充選任ということでございますが、何か問題があつて稲荷地区にもう一人補充選任を行わなければいけないというようなことがあれば、改めてこの補充選任を行うかどうかの協議をしていきたいということで、何もなければこのまま任期満了を迎えることもあるかと考えております。

あと、もう1点でございますが、今回の事由ということでございます。本人からは、一身上の都合により辞任をしたいという旨の辞任届を頂いておりますが、農協の常勤役員になって、両方の役職をこなすことは困難だったというようなことでございまして、ご本人からの意思で辞任届を提出され、今回、議案として皆様に審議していただいている次第です。

以上です。

議 長 そのほかございませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、特にご意見がないようですので、辞任に同意することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、辞任に同意することに決定いたします。

なお、本日の総会終了をもって辞任となることとなります。

それでは、飯島委員に着席を求めます。

(飯島清光委員着席)

議 長 次に、報告事項について事務局から説明させます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。



報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 それでは、その他として事務局から何かありましたら説明願います。

事務局 それでは、その他としまして、本日、成沢町地内の農地転用事案を記した資料をお配りしております。こちらについて説明をさせていただきたいと思っております。

まず概要でございますが、成沢町地内の第1種農地において、資材置場の目的で農地転用許可を受けましたが、許可後、転用の許可対象とならない太陽光発電設備として使用している事実が確認されております。現状、転用申請の事業計画とは相違が著しいため、農業委員会としましては口頭や文書によって指導を繰り返してきましたが、事業者は太陽光発電設備の設置をやめていないという状況でございます。

この許可につきましては、許可期間を設けた一時転用になるんですが、間もなく一時転用許可の期間満了を迎えるため、今後の対応を委員の皆様にご決定、検討いただきたいということでございます。

2番目の転用許可処分の内容でございます。

土地は成沢町の畑、所有者は記載のとおりでございます。許可年月日、平成29年12月13日、転用目的は、資材置場です。許可の条件は、申請書に記載された転用計画のとおり事業をなすこと、許可期間満了までに従前の農地の表土、またはそれと同等以上の表土をもって農地に復元すること。許可満了日が令和2年12月12日となっております。

3番目には、本事案に関する農地法制度の概要ということで、ここの把握がないと、これらの事案の何が問題なのか分かりづらいということになっておりまして、まず(1)番、転用許可の立地基準でございます。当該農地は原則として転用許可ができない第1種農地に該当すると農業委員会が判断しております。この第1種農地の転用は許可が非常に制限されておりまして、資材置場への転用という、今回のケースが例外的に許可が可能でありました。しかし、太陽光発電設備は許可ができない、そういった土地でございます。本来許可できない太陽光発電設備として転用されてしまっているという状況になっております。

(2)番、資材置場等の露天施設の転用許可でございます。こういった露天施設の場合につきまして、転用申請の内容を見て、その永続性が確認できない場合、2回に

分けての転用申請を案内しております。

まず、当初の申請は、3年間の一時転用ではありますが、一時転用許可期間中は地目変更はできないということを法務局にも確認はしております。

2回目の申請でございますが、3年間の許可期間を満了し、その後も同じ目的で継続使用する場合は、今度は期間を設けない恒久転用という形で許可することが可能とされております。今回の申請につきましても、許可期間を設けて間もなく3年を迎えるということで、土地所有者は恒久転用の申請をしたいという主張をされておりますが、その申請に対する対応をどうしていくのか、今後、検討を図っていく必要がございます。

(3)番としまして、転用許可の一般基準でございますが、転用行為を行うのに必要な資力、信用があると認められない場合、許可することができないということを記載しております。

資料2ページをご覧ください。

信用がない事例を記載しておりますが、転用事実証明書の発行を繰り返し転用目的とは異なる施設の用に供している場合において、やむを得ない事情がない場合、今回のケースでいいますと、資材置場からまさに転用目的とは異なる太陽光発電設備になっているわけですが、そのことに対してやむを得ない事情があるのかどうか、そういったことも判断していく必要がございます。

(4)番でございます。資材置場を目的とした転用許可の審査でございます。

資材置場は、農地以外でも使用できる等代替性があり、また他目的使用のための便法として申請される可能性があるため、慎重な審査が求められます。今後、土地所有者は恐らく資材置場として恒久転用の申請をしてくると思いますが、以下の点について厳に注視しながらの審査ということになります。まず、申請者の職業との関連性です。次に必要とする理由の具体的根拠、申請地の具体的利用方法等、こういったことを踏まえての審査ということになります。

4番目、これまで土地所有者を直接指導して、そのとき聞き取りしている主な考えや意見ということでございます。

まず、(1)です。土地所有者としましては、事業計画のとおり資材置場として使用しているという主張です。次に、太陽光発電事業は行っているんですが、そのパネルを設置しているのは敷地全体の4割程度に過ぎず、6割はスペースとして空いております。そこにいつでも資材を置くことができ、今は、たまたま資材を置いていないというだけで、当初の転用の計画どおりであるという主張です。こういった点で、非常に農業委員会との考えの相違が著しい。当初からこの点については全くの平行線であります。

(2)としまして、太陽光発電を行っているのは、農業委員会の指導が悪いという

主張です。転用完了後、写真を提出するよう農業委員会から指導があったため、土地所有者は土地に碎石を敷きまして、顧客から発注もないのにパネルや架台など、こういった資材を購入して資材置場にした写真を撮りました。そのまま雨ざらしでパネルを置いておいても駄目になってしまう。そういったものをお客に卸すわけにいかない。1,000万円ぐらいかけたと主張しているんですが、そういったパネルを無駄にしないため、そこでパネルを組み立て、売電を行うことにしたそうです。農業委員会が写真を撮れなど指導しなかったら、こういうことにはならなかったという主張をしています。

(3) 番目、今後の運用計画ですが、現に農地への復元は考えていないので、恒久転用を認めてほしいということでございます。

(4) 番目、土地所有者は違法性は全くないと考えています。土地所有者は、太陽光発電設備は許可できないことは知っております。こちらでも事前に説明はしているんですが、土地所有者は、資材置場として転用の申請をして資材置場にし、その完了報告を農業委員会に出して受理されている時点で転用は完了しているのです、その後太陽光発電設備を設置しているだけで、何ら問題はないと主張しています。一時転用だからそういうことではないんですよという説明をしても、一切説明に理解は示していただけない状況となっております。

5番目でございます。

今後の対応、主な流れということでございます。

まず、1段目でございます。

土地所有者としましては、今後、農地へ復元するか、あるいは引き続き農地以外の用途で使用するかどうか、2つの選択肢でございますが、農地への復元は考えていないということで、今後、何らかの形で転用申請を進めていくこととなると思っております。今、考えられるのが資材置場、太陽光発電設備または発電設備の展示場であります。

もし、恒久転用での資材置場として申請してきた場合、許可できないものと考えております。現に太陽光発電設備として使われているところが、資材置場が必要だという申請を受け付けること自体が実態になじまないということでございます。

そして、太陽光発電設備にもし転用したいということであれば、県の手引きにおいては、原則許可はできないとされておりますが、改めて県などに例外規定に当てはまり、許可が可能かどうか確認をしているところでございます。

いずれにしても、再度の申請が許可できない場合においては、これまで本人に農地に戻すように指導しておりますが、農地への原状回復命令の発出を法律の規定によって進めていくこととなります。この命令書発出については、本人に弁明の機会の付与、または聴聞などを経た上で行っていくという流れとなります。

なお、この命令書発出をしまして、本人が農地に復元すれば解決なんですけど、現状は変わらない可能性が非常に大きいということで、一番下に点線をしております、ここまで踏み込んで行っていかどうかはまた別に皆様に検討いただく必要があります。また、経済産業省に対しての情報提供制度というものがございまして、こちらは経済産業省にこういった事案があるということを情報提供しまして、経済産業省のほうから事業者に対して指導、改善命令、一番強い措置ですと事業者としての認定取消しまで至る、という制度で、実際にほかの自治体で事業の認定取消に至った事例があるようでございます。

4 ページ以降は、参考資料としまして、今説明した中身の少し詳しく書いたものを記載しておりますので、こちらは後ほどお目通しください。

4 ページは、主に県から示された転用の処理の手引の抜粋です。

5 ページ以降につきましては、露天施設に一時転用を促すとき、この取扱いについて平成 27 年に申合せ決議を行っておりますので、その写しとなっております。

9 ページ以降は、これまでの主な経過でございます。

ご説明が前後してしまったんですが、11 ページには、その該当地の地図を載せております。

12 ページには、本人から転用申請のときにあった事業計画書の写しを記載しております。

13 ページには、併せて、転用申請のときもらった配置図ということで、13 ページの真ん中に黒く色をつけている部分がございます。この部分は、土地所有者はその他エリアとしておまして、資材を運ぶときの通路等ですが、この部分の面積が6割相当を占めていて、ここに一部の資材を置くことができるため資材置場であるという根拠となっております。

一番最後、現況の写真となっております。このような形でパネルが設置され、ケーブルもつながって、今も売電を続けているということは土地所有者からも確認しております。

以上、これまでの経過を含めて説明をさせていただきました。

最後になりますが、これまで農地法の規定に基づいて説明をしましたが、否定ばかりになってしまうと、土地所有者も行く道がなくなってしまうので、なるべく救えるような道があるのであれば検討し、対応をしてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がございましたけれども、皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

いずれにしても、これは農地法を悪用して太陽光発電を行っているというのは間違いがないので、やはり最終的に、資料3ページ下部の矢印になっていますが、経済産業省への情報提供という形で、経済産業省から事業者に指導、改善命令、認定取消しまでありますけれども、そういう方向でいくのが私は一番いいんじゃないか、筋じゃないかと思います。

以上です。

議 長 そのほかございませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、特にご意見等はないようですので、事務局の説明どおり、転用事業者に対応していくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、そのように決定いたします。

それでは、これで総会の案件が全て終了いたしました。

本日、退任となります飯島委員にご挨拶をお願いいたします。

飯島委員 総会の貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

平成21年5月に農業委員に任命を受けまして、委員の皆様、職員の皆様にはご支援、ご指導をいただき今まで務めてまいりましたが、農協の役員の執行体制が変更になりまして、6月29日に常勤役員に任命をして就任をいたしました。

今まで皆様にはこの間、大変お世話になりました。また迷惑をおかけしてまいりました。今後、これ以上続けますと、ますます皆様にご迷惑をおかけするという事で、辞任をいたしていきたいということを申しまして、本日の総会の中で辞任の同意を承認いただきました。ありがとうございます。

農業委員会のますますの発展と皆様のご健康をご祈念いたしまして、簡単ではございますが、おわびとお礼の挨拶に代えさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

5年5か月の間やってこられましたのも、皆様のお陰とっております。今後ともよろしく願いをいたします。(拍手)

議 長 以上をもちまして、第4回総会を閉会といたします。

ご審議をいただきありがとうございました。

閉会 午前10時30分